

第 9 4 回 尾 張 都 市 計 画 事 業
小 牧 南 土 地 区 画 整 理 審 議 会 日 程

令 和 7 年 4 月 3 0 日
午 後 2 時 0 0 分
本庁舎 6 階 601 会議室

日程第 1 議事録署名者の選任について

() 番 ()
() 番 ()

日程第 2 議案事項

議案第 125 号

尾張都市計画事業小牧南地区画整理事業における
評価員の選任について

日程第 3 報告事項

- (1) 令和 7 年度事業計画について
- (2) 保留地予定地の公開抽せんについて
- (3) 審議会委員選挙について
- (4) 小牧市地区画整理事業運営要綱及び傍聴要領
の改正について

日程第 4 その他

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業議案第125号

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における
評価員の選任について

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における評価員に次の者を選任したいので、土地区画整理法第65条第1項の規定により審議会の同意を求める。

令和7年4月30日

尾張都市計画事業
小牧南土地区画整理事業
施行者 小牧市
代表者 小牧市長 山下 史守朗

1 住 所 [REDACTED]
2 氏 名 林 雄大

提出理由 尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業の施行に必要なため。

小牧南土地区画整理事業令和7年度事業計画について 歳入歳出予算事項別明細書

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保留地処分金	9,000	108,000	△ 99,000
2 使用料及び手数料	2	2	0
3 国庫支出金	122,500	0	122,500
4 繰入金	376,380	309,519	66,861
5 繰越金	1,000	1,000	0
6 諸収入	313	213	100
7 市債	136,400	140,500	△ 4,100
歳入合計	645,595	559,234	86,361

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	15,285	14,834	451			15,272	13	
2 事業費	585,908	489,849	96,059	122,500	136,400	327,008		
3 公債費	43,402	53,551	△ 10,149			43,402		
4 予備費	1,000	1,000	0				1,000	
歳出合計	645,595	559,234	86,361	122,500	136,400	385,682	1,013	

小牧南土地区画整理事業 令和7年度事業予定

1. 工事

道水路工事費 (予算額 160,875 千円)

造成等工事費 (予算額 7,100 千円)

交通安全施設設置工事費 (予算額 6,500 千円)

調整池整備工事費 (予算額 195,000 千円)

2. 補償

物件移転補償費 (予算額 39,200 千円)

損失補償費 (予算額 500 千円)

3. 委託

測量設計委託料 (予算額 63,000 千円)

物件調査委託料 (予算額 6,500 千円)

除草浚渫委託料 (予算額 10,000 千円)

ポンプ保守点検委託料 (予算額 340 千円)

4. 負担金

上水道布設負担金 (予算額 50,240 千円)

ガス布設負担金 (予算額 38,563 千円)

5. その他

修繕料 (予算額 7,000 千円)

尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業 箇所図



保留地予定地の公開抽せんについて

1 対象区域 小牧南土地区画整理事業

2 日 程

日 程	公開抽せん保留地処分の手続き
4月30日（水）	小牧南土地区画整理審議会
5月27日（火）	小牧南土地区画整理評価員会
8月 1日（金）	8月号広報こまき、市ホームページに掲載
8月12日（火）	申込み受付開始（受付場所：区画整理課窓口）
8月26日（火）	申込み締切り
8月27日（水）	公開抽せん
9月 4日（木）	保留地売却決定通知
9月12日（金）	保留地売買契約の締結
10月14日（火）	保留地売買代金の納入期限

3 申込の受付

期 間 令和7年8月12日（火）～令和7年8月26日（火）
時 間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日を除く）
場 所 小牧市役所 東庁舎 2階 区画整理課窓口
提出書類等 抽せん参加申込書（ホームページに掲載および区画整理課にて配布）
住民票（共有で申込みの場合はそれぞれ必要、市内在住は不要）

4 申込制限 抽せんの申込みは、1世帯又は1法人につき2筆以内とする。
(他地区を含む)

5 申込資格

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない人以外の人
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員でないこと

6 申込方法

- (1) 抽せん参加申込書に必要事項を記入のうえ必要書類を添えて申込む。

7 抽せん方法

- (1) 施行者の指定する方法により行う。
(2) 抽せんにより当せん者 1 名と補欠者 1 名を決定する。

8 契約方法

- (1) 抽せんの結果、当せん者に対して保留地売却決定通知書を送付。
(2) 保留地売却決定通知書を受けた方は、通知書に記載された日に保留地売買契約を締結する。
(3) 保留地売買代金は、契約締結の日から 30 日以内に全額を納付。
(ただし、契約日より 30 日目が土日祝の場合は翌開庁日までに納付。)

9 令和 7 年度公開抽せん処分予定保留地

No	街区番号	画地番号	面積 (m ²)
1	71-1 街区	2 画地	128.25

10 公開抽せんの P R 方法について

- (1) 広報こまきに掲載する。
(2) 小牧市ホームページに掲載し、インターネットを通じて広く周知する。
(3) ナゴヤハウジングセンター春日井会場、中京テレビハウジング小牧会場にて P R 活動を実施する。
(4) 金融機関と連携し、保留地購入ローンを可能にする。

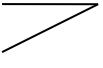
尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業 保留地予定地案内図



尾張都市計画事業小牧南土地区画整理審議会委員選挙について

1. 委員の定数

15名

内訳	所 有 権 者	11名	選挙
	借 地 権 者	1名	
	学識 経験 者	3名	選任

2. 委員の任期

5年（令和7年6月5日～令和12年6月4日）

3. 選挙日程

選挙期日の公告	令和7年3月19日
選挙人名簿縦覧	令和7年4月11日～4月24日
委員定数の公告	令和7年5月12日
立候補受付期間	令和7年5月13日～5月22日
選挙期日	令和7年6月1日
当選人の決定、公告	令和7年6月2日
証書付与式及び 改選後第1回審議会	令和7年6月5日

※主な項目のみ抜粋

4. 委員選出方法

立候補または推薦（土地区画整理法施行令第24条第2項）

※定数を超えたときは投票となります。

○小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱

平成15年4月28日

15小区第179号

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項の規定により市が施行する土地区画整理事業ごとに設置する土地区画整理審議会の議事運営について、法令又は条例に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(会長の選出)

第2条 会長の選出は、委員中に異議がないときは、指名推選の方法によることを通例とする。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞任し、又は委員を退任したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会の会議（以下「会議」という。）において、会長の選出をするものとする。

(委員の席順)

第4条 委員の席順は、あらかじめ会長が定める。

(委員の出欠及び退席)

第5条 委員は、会議に出席できないとき、又は開会時刻に遅れて出席するときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

2 委員は、会議の途中で退席するときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(開会及び閉会)

第6条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告して行う。

(流会及び休憩)

第7条 開会時刻後、相当の時間を経過しても出席委員が定足数に達しないときは、会長は、流会を宣告する。

2 会議中に定足数を欠くに至ったときは、会長は、休憩又は流会を宣告

する。

(議事の運営)

第8条 会長は、議事の順序を定め議事を総理する。

(会議での発言)

第9条 会議における発言は、会長の定める順序に従って行わなければならない。

2 会長は、議事を整理するために必要があると認めたときは、委員の発言を止め、又はその順序を変更することができる。

(採決)

第10条 会長は、採決の方法を定め、採決の結果を直ちに宣告する。

(会議の傍聴)

第11条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、事務局に申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の5分前までに会議開催場所にて先着順で行うものとする。

3 傍聴者は、会議の開催予定時刻の5分前までに会議開催場所に入室しなければならない。

4 傍聴者の定員は、会議の都度、会議開催場所の収容人数等を考慮し、あらかじめ事務局が決定する。

5 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他の会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

6 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

- (1) 傍聴者が前項各号の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
- (2) 小牧市審議会等の会議の公開に関する指針（平成15年2月18日
15小総第84号）第4条の規定により、会議を非公開としたとき。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成21年20小区第2858号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年22小区第1535号）

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則（令和4年3小区第1155号）

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和6年5小区第2080号）

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

附 則（令和7年7小区第324号）

この要綱は、令和7年4月28日から施行する。

○小牧市土地区画整理審議会傍聴要領

平成 15 年 4 月 28 日

15 小区第 180 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱（平成 15 年 4 月 28 日 15 小区第 179 号。以下「要綱」という。）第 9 条第 3 項の規定に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 10 分前までに区画整理課事務室にて先着順で行うものとする。

3 傍聴者は、会議の開催予定時刻までに会議室に入室しなければならない。

(傍聴者の定員)

第 3 条 傍聴者の定員は、5 人とする。

(傍聴者の遵守事項)

第 4 条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第 5 条 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

- (1) 傍聴者が前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
- (2) 要綱第9条第2項の規定により、会議を非公開としたとき。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（令和5年5小区第641号）

この要領は、令和5年7月5日から施行する。